

# 日本型直接支払の概要

【平成27年度予算概算決定額 79,859(79,371)百万円】

## 農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

## 制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

#### 支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

#### 支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 29,000(28,474)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援



中山間地域  
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,609(2,646)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



緑肥の作付け

# 多面的機能支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

**多面的機能支払交付金**  
45,299 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

## ○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

## ○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

## ◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 2,952 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び地域協議会による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 29,000 (28,474) 百万円】

**中山間地域等直接支払交付金**  
28,475 (28,090) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第4期対策として実施。

**【対象地域】**

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

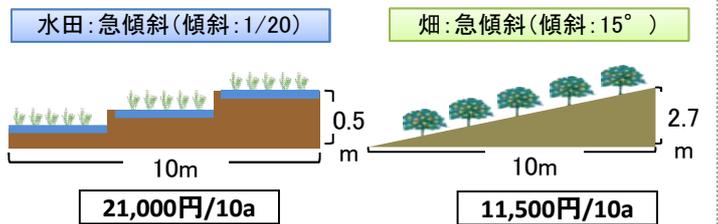
特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

**【対象者】**

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

**【主な交付単価】**

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定。

**【集落協定に基づく活動】**

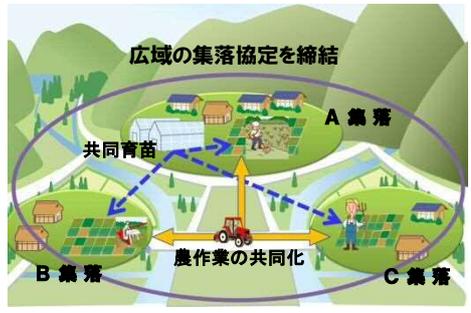
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の発生防止、鳥獣害対策等）
  - ② 体制整備のための前向きな取組（女性・若者等の参画、人・農地プランの活用、持続可能な生産体制の構築）
- ◎ 地域の実情に応じた現場の活動を支援するための弾力的な制度運用を推進

**【加算措置】**

◎ 高齢化、人口減少により、農業生産活動の継続が心配されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるよう加算措置を拡充

**【集落連携・機能維持加算】**

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援（拡充）  
複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。

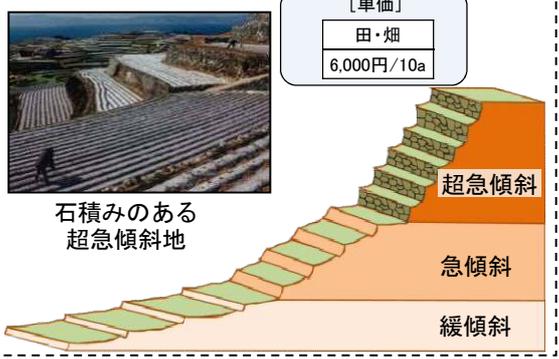


[単価]

地目にかかわらず	3,000円/10a
----------	------------

**【超急傾斜農地保安全管理加算】（新規）**

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。



[単価]

田・畑	6,000円/10a
-----	------------

- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援（継続）  
協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

[単価]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

**【中山間地域等直接支払推進交付金】 525 (384) 百万円**  
都道府県、市町村による事業の推進を支援。

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 2,609 (2,646) 百万円】

**環境保全型農業直接支払交付金**  
2,470 (2,470) 百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

**地球温暖化防止に効果の高い  
営農活動への支援**

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

**生物多様性保全に効果の高い  
営農活動への支援**

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

※ 上記の全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

◎ 単価表

- ・ 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援
- ・ 同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に対して支援

全国共通取組		地域特認取組の例	
対象取組	交付単価	対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a	IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
堆肥の施用	4,400円/10a		
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)	冬期湛水管理※3	8,000円/10a

- ※1: IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術
- ※2: 対象作物や交付単価は道県により異なる
- ※3: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

**【環境保全型農業直接支払推進交付金】 139(146) 百万円**  
都道府県、市町村による事業の推進を支援。